

## 令和4年度路線バス需要喚起支援業務に係る提案説明書

### 1 業務の名称

令和4年度路線バス需要喚起支援業務

### 2 趣旨

本説明書は、「令和4年度路線バス需要喚起支援業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

### 3 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少している市内の路線バスの需要を高め、地域経済の活性化を図る必要があることから、札幌市が路線バス事業者と共同で企画乗車券を発行するとともに事業参加への動機付けのイベントを開催し、幅広い世代に向けて路線バスの乗車機会を創出する。

また、若年層やファミリー層等が気軽に参加できるような仕掛けを意識し、今後の路線バスの利用促進につなげることも目的とする。

### 4 路線バス事業者への支援事業について

本業務を含む支援事業の概要は以下のとおり。

#### (1) 事業実施日

令和5年2月26日（日）

令和5年3月5日（日）

令和5年3月12日（日）

令和5年3月19日（日）

#### (2) 事業概要

ア 上記(1)の事業実施日のうち2日間で使用可能なモバイルと紙の企画乗車券を  
路線バス事業者と共同で発行

イ 事前申込制とし、モバイル券は20,000人、紙券は3,000人を対象

ウ 実施期間中に動機付けとなる参加型のイベントを実施

### (3) 企画乗車券の概要

券の形式	モバイル券	紙券
使用可能路線	北海道中央バス、ジェイ・アール北海道バス、 じょうてつ、ばんけいバスが運行する市内路線 (市外区間を運行する路線は札幌市内の区間のみ対象)	
使用可能日	実施期間 4 日間のうち 2 日間	
使用方法	降車時に携帯電話等のモバイル券画面または紙券を運転手に提示	
申込方法	専用の WEB サイトから申込	郵送（ハガキ）による申込
申込期間	1 月中旬～2 月下旬	1 月中旬～2 月上旬
対象者数	20,000 人（先着順）	3,000 人（抽選）
料金	無料	

#### 5 業務の内容

別紙仕様書のとおり

#### 6 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

#### 7 業務提案の上限額

金 9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

#### 8 企画提案を求める事項

下記項目について、A 4 判 7 ページまで（表紙を除く）で提案すること。

項 目	説 明
(1) 業務の実施方針	・提案者の当該業務のコンセプトや全体像、取り組み方針等を示すこと
(2) 企画乗車券の作成・発行	・企画乗車券（モバイル券・紙券）の作成イメージ・発行手法を示すこと
(3) イベントの実施	・路線バス利用の動機付けとなる参加型イベントの概要案を示すこと
(4) WEB サイトの作成・管理及び各種	・事業概要、モバイル券の申込受付等を掲載した WEB サイトの作成イメージ・管理手法を示すこと

広報	・幅広く周知を図るとともに、行動を促進する効果的な広報手法を示すこと
(5) 効果測定	・業務の有効性を測る成果指標を設定し、具体的な測定方法を示すこと
(6) 実施スケジュール及び実施体制	・履行期間中における業務スケジュール、業務の実施体制、担当者の類似業務に関する経歴を示すこと
(7) 参考見積	・業務全体について、上記 7 に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳

## 9 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「広告業」に登録されている者または登録申請中の者であること。

## 10 提案方法等

### (1) 提出書類

#### ア 正本 1 部

#### (ア) 参加意向申出書（様式第 1 号）

##### （添付書類）

##### ① 競争参加資格認定通知書の写し

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録申請中の場合は、入札参加資格申請書類一式の写し

#### (イ) 企画提案書（様式自由）

企画提案書の用紙サイズは A 4 判とし両面印刷とする。企画提案書のページ数については、上記 8 を参照のこと。

ただし、下記 12 に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

イ 副本 9 部

上記(イ)の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記 14 の連絡先に提出すること。

(3) 提出期限

令和 4 年 11 月 2 日 (水) 15 時 00 分必着 (送付の場合は特定記録による送付とし、前日必着)。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする (必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする (必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす 1 事業者当たり 1 件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。

## 11 質疑

### (1) 質問の受付期限

令和4年10月25日（火）17時00分必着

### (2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記14の連絡先まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

## 12 審査方法及びスケジュール

### (1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「令和4年度路線バス需要喚起支援業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

#### ア 一次審査

上記9に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

- (ア) 上記7の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。
- (イ) 一次審査通過の企画提案は5件とする。なお、参加者が5件以下の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。
- (ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

#### イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

なお、二次審査は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、提出書類による書類審査にて審査を行う等、審査方法の変更を行うこともある。

- (ア) 出席者は1件当たり3名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。
- (イ) プレゼンテーションは、30分程度（説明15分・質疑15分）とする。
- (ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

(オ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和4年11月9日（水）

二次審査 令和4年11月15日（火）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては、委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記13に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目(2)・(3)の合計点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はいくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

審査項目	審査基準	配点
(1)業務の実施方針	・業務のコンセプトや全体像、取り組み方針等が業務目的に合致した魅力的なものになっているか	10
(2)企画乗車券の作成・発行	・企画乗車券のデザインが利用者・運転手双方にわかりやすい内容となっているか ・モバイル券の申込画面がわかりやすい内容となっているか ・利用対象日のみ使用可能とすることや不正防止の工夫がなされているか	20
(3)イベントの実施	・路線バスを利用したくなる仕掛けや魅力的なイベント内容となっているか ・今後の需要拡大が期待できる若年層やファミリー層等も気軽に参加できる内容となっているか ・特定のバス路線が混雑しないような工夫がなされ	30

	ているか	
(4) WEB サイトの作成・管理及び各種広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンやスマートフォンで利用しやすく、わかりやすいWEBサイトとなっているか</li> <li>・広報手法は、媒体の選択や組合せ等、幅広く周知と図るとともに、若年層やファミリー層等へも訴求するものとなっているか</li> </ul>	20
(5) 効果測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の有効性を測る成果指標が適切であり、効果を客観的に測定できる内容となっているか</li> </ul>	10
(6) 業務スケジュール及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュールについて、妥当かつ具体的なものであるか</li> <li>・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員配置がなされているか</li> </ul>	10
合 計		100

### 13 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、企画提案内容（参考見積内容を含む。）を変更した上で契約する場合がある。

また、企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合、上記 9 に示した令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿への登録申請が却下された場合には、契約の相手方とはしない。

### 14 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail [sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp](mailto:sogokotsu-keiyaku@city.sapporo.jp)